

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 【変更の必要性及び内容】

変更する生産緑地地区	変更する必要性及び内容
第55号生産緑地地区	<p>生産緑地法第10条の規定による買取りの申出があり、申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかったことや、公共施設等(道路)が設置されたことから、行為制限が解除されたため変更する。</p> <p>なお、第129号、第35号、第91号、第198-1号、第222号、第155号、第262号、第147号生産緑地地区は廃止する。</p> <p>また、第60号、第63号、第116-1号生産緑地地区については、生産緑地地区指定申請書の提出があり、生産緑地法第3条及び富士見市生産緑地地区の追加指定基準の要件を満たしているため、変更する。</p>
第242号生産緑地地区	
第52号生産緑地地区	
第4号生産緑地地区	
第274号生産緑地地区	
第237号生産緑地地区	
第20-1号生産緑地地区	
第180号生産緑地地区	
第26号生産緑地地区	
第78号生産緑地地区	
第68-1号生産緑地地区	
第1号生産緑地地区	
第109号生産緑地地区	
第198-3号生産緑地地区	
第126号生産緑地地区	
第95号生産緑地地区	
第181号生産緑地地区	
第133号生産緑地地区	
第270号生産緑地地区	
第14-2号生産緑地地区	

第 1 3 2 号生産緑地地区	
第 1 9 号生産緑地地区	
第 1 2 9 号生産緑地地区	
第 3 5 号生産緑地地区	
第 9 1 号生産緑地地区	
第 1 9 8 - 1 号生産緑地地区	
第 2 2 2 号生産緑地地区	
第 1 5 5 号生産緑地地区	
第 2 6 2 号生産緑地地区	
第 1 4 7 号生産緑地地区	
第 6 0 号生産緑地地区	
第 6 3 号生産緑地地区	
第 1 1 6 - 1 号生産緑地地区	